

第三十八回 参議院商工委員会會議錄第九号

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)
午前十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
牛田 寛君

委員 赤間 文三君
大川 光三君
齋藤 昇君
山本 利壽君
阿貝 根 登君
岡 三郎君
近藤 信一君
榊 繁夫君
中田 吉雄君
向井 長年君

国務大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 砂原 格君
政府委員 通商産業 政務次官 佐橋 滋君
通商産業 重工業局長 小山 雄二君
通商産業 中小企業庁長官 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 会専門員 玉野 光男君

説明員 通商産業省中央 計量検定所長 玉野 光男君

第九部 商工委員会會議錄第九号

昭和三十六年三月二十三日【参議院】

○計量法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

今日は、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正案について趣旨説明を徴し、計量法等の一部を改正する法律案の審議及び中小企業金融公庫法、中小企業信用保険公庫法、中小企業信用保険法について内容説明を聞き、質疑を行なうことといたします。

議事の都合により、最初に計量法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○牛田寛君 このたびの計量法の改正案でございますが、改正の趣旨がこれまでの御説明とあまりはつきりしないようなのであります。それは私も御説明の中で印象を受ける点は、国際会議で決定されたことだから改正するということのような趣旨が強く印象づけられておりまして、計量の基本単位の定義とか基準とかというものがあまりはつきり

されておらない。これは非常に難解な点もあると思いますが、この点をもう少し私どもにわかりやすく説明していただきたいと思うわけであります。そういう立場から二、三の点について伺いをしたいと思います。

まず、長さの定義の改正でございますが、光の波長を長さの定義として採用することになりまして、クリプトン八六の出る一定の光をその基準にする、こういうことでござい

ますが、その定義それ自体というのは、実際の長さの基準にはならないと思うのです。たとえば今まで使っておりま

した国際メートル原器が長さの基準になっていて、それは実際に金属の棒でありまして、それに線が刻んである。御承知のように、その線と線の間とい

う一つの物質的な基準があったわけでございまして、ところが、今度の光の波

長の定義というものがそれ自体は、この長さだという現物が無いわけでありま

す。われわれが実際にその長さの定義から基準を作って、それをもとにして長さの量というものを基本にするとい

うことであれば、必ず長さの基準を表わす物質的なものがなければならな

い、こう考えるわけでありまして、今度の場合には一体どういものが長さの

基準に当たるかということについて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐橋滋君) 牛田先生の御質問でございますが、この前国際度量

衡総会の決定に従うんだという点を強調した、こういうお話であります

ます。

○牛田寛君 それでは、今お話があり

ました、いっどこでも物質的に現示できるといふことでありますが、この定義

にありまして「クリプトン八六の原子の準位 $2p_{10}$ と $5d_5$ との間の遷移に対応する光の真空の下における波長」この波長は、

いっどこでも現示するわけにはいかな

いと思ひます。必ず何かの物質的な具

体的な方法をとらなければならぬ。それは一体どうい方法か、こういう

流すというふうな方法で光を出させておる、こういうふうな考えで考へておられます。大体そんなふうなものと考へておられますが、そういうふうなやり方人工的な方法で光を出す、こういうことになりますと、まず問題になるのは、クリプトン八六の同位元素の純度というふうなもの問題になるかも知れませんし、それからその中の真空度というふうなことも問題になるかも知れませんし、それから電流の強さの影響もあると思うのですが、結局それが出す光の波長その他に影響を及ぼしはしないか、そういうことになるわけです。

そうしますと、定義と、それから人工的に作った装置との関係、人工的に作った装置であれば、必ず理想的な定義とはズレがあると考えなければなりません。それからもう一つは、そのような電流を流すとか、あるいは真空度とか、そういういろいろな条件が、必ず光の波長に影響してくるものになれば、これは一定不変なものとはいへなくなるわけでございます。その辺をどういうふうに保証されるのかというところをお伺いするわけです。

○政府委員(佐橋滋君) 法律には非常に難解な定義を下しまして、これを現示する方法は国際度量衡総会の採決に従つて、政令で定めるといふことになつておられます、先生の御質問の点であります、クリプトン八六を入れます放電管の内径とか、あるいは管壁の厚さとか、あるいはこれに流します電流の強さとか、あるいは放電管の周囲の温度とかいうようなものを政令できめまして、こういう状態で、この装置で現示すれば、正確に光が出るということ、政令で定めることになつてお

ります。○牛田寛君 そうしますと、法律で定められた定義のほかに、具体的な基準としては、その正確度を保証する幾つかの条件というものは政令で定める、こういうふうな承知してよろしいですか。

○政府委員(佐橋滋君) その通りであります。○牛田寛君 そうしますと、結局具体的基準というものは、人工的に作ったものでありますから、その精度というものは、やはり技術の進歩によつて変わつてくる。それから世界中どこでもその製造条件が一定というわけにいきません。技術の相違もございます。ですから、一応政令で定めるとか、あるいは国際協定で定めるとかいたしまして、具体的な品物そのものにはいろいろと違いが出てくるのじゃないか、こういうふうな考へるのですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(佐橋滋君) 国際度量衡総会で、こういう現示の方法を、現実に出す方法につきまして専門家の間で行うのが全部きまつておるわけでありまして、それを政令でうたつて、その方法によつて現示しよう、こういうこととありますので、方法の規定が正確に行なわれれば、この法律で規定したような波長というものが現示できる、こういうふうな考へておるわけでありま

す。○牛田寛君 こまかい技術的問題はともかくといたしまして、重要な長さの基準であれば、やはりその精度というものが問題になつてくるわけでありま

す。先ほどから今度の法改正は基準

の精度を上げたということを申されておりますが、従つてその基準が、いわゆる製造法も含めてどの程度の精度、長さの再現性と申しますか、いづつこで作つても、これだけの誤差の範囲内にはまるといふ数字的の保証というものは実際に出てゐるものでござい

○政府委員(佐橋滋君) この前の御説明で申し上げましたように、現在の度量衡原器ではかりました場合には、一メートルを現示する前に大体五百万分の一の精度しか得られないのが、今度の波長による現示の方法によりま

す。一億分の一以内の誤差で一メートルの長さが現示できる、こういうふうな実験上なつてゐるわけでありま

○牛田寛君 私が伺ひますのは、光源の精度、光の基準の精度、光の基準であるランプのようものの製造法とか、それから原子の純度とか、そういうふうな条件の誤差がどの程度に出てくるか、今までこのような製造範囲でおさまつたという一つの数字的なデータが得られてゐるのだらうか、こういう質問なのであります。

○政府委員(佐橋滋君) 私も専門家でありませんので、あまり詳しい説明はできませんので、あとで中核の玉野所長に御答弁願ふことになると思ひま

す。○牛田寛君 御承知のようにクリプトン八六というのは、いわゆる原子自身が何といふか、原子核の周囲に一定の軌道を描いております電子とからできておりました、この原子核はこれまたさらに陽子とそれから中性子からできておつて、原子自身の性質といふものは陽子の数によつてきま

ることになつておりました、このクリプトン八六というのは、陽子が三十六ある

原子であります。その中性子の数は若干変わるものがありますが、これは同位元素といつて、たとえば四十八中性子があるものあるいは五十中性子があるものといふふうな一定のものしかないのであります、こ

こで取り上げておりますクリプトン八六というのは、陽子が三十六と、それから中性子が五十といふある一定の原子を取り上げてお

りまして、これはこれ以外のものはないといふんですか、これを取り上げてお

ります。で、純度の問題はない、こういうふうな私どもは考へておるわけでありま

○牛田寛君 今のお答えはちよつと私納得できない点があるんですが、もちろん原子の御説明はその通りであると思ひますが、その定義に基づいた光を出す具体的な方法は、いわゆる先ほど申したいろいろな条件に影響されるのじゃないかと思ひます。ですから、今局長がおつしやいましたような定義通りの理想的な光の波長が具体化されるということが考へられないので

すか。○政府委員(佐橋滋君) 中核の所長に答えさせていただきますと思ひます。○説明員(玉野光男君) 私から今の御質問に対してお答え申し上げたいと思ひ

ます。今御質問で、純度が問題ではないかといふお話もございしましたが、その点についてまず申し上げたいと思ひま

す。確かに純度がクリプトン八六という同位元素が、分けましても必ずしも一〇〇パーセントの純度というわけには参りません。従ひまして、純度につきましては、国際度量衡総会におきま

して純度を規定いたしましたので、九九

以上のクリプトン八六を含んでゐるものであるといふふうなきつめておりま

して、そのきめ方によりますれば、先ほど重工業局長がおつしやいましたよ

うに、ほかの条件が適当であるならば、一億分の一の再現性が得られるといふこと

でございます。なお、純度のほかにも電流の強さ、真空度というよ

うなものにつきましても影響がござい

まして、そういうふうなことにつきま

して、すべて実験的に研究が進められ

まして、こういうふうな方法である

ならば、一億分の一の精度は間違いな

く再現ができるのだという条件がは

つきりとわかつておりますので、その条件を取り込めまして、今度の政令で

めましますのを作る予定でございま

○牛田寛君 次に、ただいまのお話

で、長さの基準としての光の波長を再

現する方法については了解できたわけ

であります。その次は、その光の波長

をほかの品物、たとえば標準尺のよう

なものと比較する方法でございま

すが、その比較する方法は、どうい

れならば光の干渉によってどういふうに実現していくかということが問題になるわけですが、これにつきましては、日本におきましても、中央計量検定所によってすでに前から研究いたしておりまして、ものさしを光の波長をもとにして直接目定するといふことが可能になっておりまして、それによりまして得られます精度は、やはり一億分の一に近い精度で再現ができるということでございます。

●牛田寛君 従来の国際メートル原器のような形の原器と違ひまして、光の波長が基準になる場合には、それを比較する今お話のありました干渉計の精度というものは、実用上には非常に大切になってくると思います。光の波長が幾ら正確だといふいいましても、実際にそれと比較する方法を持たなければ、ちよとめくらが手さぐりしておるようなものでありまして、比較の機械の精度というものは大切で、もちろん今のお話で一億分の一の精度が保証されるということですが、その精度を、あるいは保証するための一つの保管義務というものが必要になるのじゃないかと、こう考えるわけなんです。今までは通産大臣が原器に対する保管義務を負っておられます。その保管の義務がなくなる、そういうことでありますが、今度はそういうふうな比較の精度に対する保証の義務というものをもちこたにする必要はないか、そういうふうなことを考へておりますが、その点について伺ひたいと思ひます。

○説明員(玉野光男君) 特に法律におきましてそういうふうなものを持たねばならぬということをおきめいた

ませんでも、通産省あるいは工業技術院の設置法におきまして、中央計量検定所においてすべて計量の標準を維持する、あるいは確立することが任務であるといふふうな定められておりますので、その任務の一端としてたゞいまのことは当然やっつけばよろしいのではないかと、いふふうな考へております。

●牛田寛君 その点ですね。今までのメートル原器と、それからメートル原器にかわる標準の波長を出す光源と、それから比較測定の際の機械と、この関係が變つてきたわけでありまして、それで今までは原器について保管の責任を持つておたけれども、今度の光の波長をもとにする一つの基準体系というのに対しては、一体どこでその具体的な精度を保証するかといふことに、われわれしろうととしてはちよと懸念を持つておりますが、もちろん通産大臣としての精度の保証の義務がある。これは当然であると思ひますが、計量法の立場から、あるいは長さの基準を確保するという立場から、やはりそういう責任を持つ必要はあるのではないかと考へられますが、長さの基準というものの対する一つの基本的な考へ方の上から、今度のような場合にはそういう必要はないといふことをもう少し詳しく御説明願ひたい。

○説明員(玉野光男君) 私は特に法律等でその装置を持つ義務を課すようにしていただかなくても、当然それはやるべき仕事としてやり得るというふうな考へますが、それともう一つは、たとえば何を持たなければならぬかといふことを規定しなければならぬ

が、もし規定された場合には、今後どんどん進歩しなければならぬ、改善をしていかなければならぬ、その方法が法律によって規定されることによつて、ほんとうはもつといふ装置があるのだけれども、法律で定められておるのだからと、法律で定められておるものによつては起り得るのではないかと、そういうふうな意味から原器を規定いたしますのと、それから装置を規定するのは多少ニュアンスが違ひ面がありはしないか、そういうふうな見解からも将来の発展、改良といふことを考へいたしますと、きめていただかない方がむしろ實際的ではないだらうかと、かように考へます。

●牛田寛君 次に、温度の基準の点について、二点お伺ひしたいと思ひますが、温度の単位をケルビン度にお變へになるわけでありまして、それに伴つて定点を、今までの定点とは異なつて絶対零度と、それから水の三重点、これを定点とするわけでありまして、絶対零度はもちろん具体的に再現できないと思ひます。水の三重点も今までの定点とは異なつて再現しにくい一つの定点じゃないかと私も考へるのでありますが、なぜそのような再現しにくい定点を定点になさつたかといふことについて伺ひたいと思ひます。

○説明員(玉野光男君) 再現しにくいといふ意味から申しますれば、水の三重点を作るのが零点を作ることよりもむずかしいことは確かにそうでございますが、しかしそれらの定点の再現性といふことを考へますと、水の三重点につきましては、千分の一度といふような非常に高い、おそらくほかの定点、これにまさる定点とすべき

一定の温度のものはないと存じます。それに対しては水の氷点、つまり水と水の平衡の温度でございますが、それは一千万分の一ないしは二千万分の一程度の再現性でございますので、従ひまして水の三重点を使うといふことによつて定義することが、定義をはつきりさせる意味において優れておるものと、こういうふうな考へられておるものであります。

●牛田寛君 長さの基準の場合と同じように、三重点を再現する装置といふことがやはりおありなんでしょう、特別の装置といふものが。

○説明員(玉野光男君) はいございまして、しかも日本でも私の方で作りました、あつちこちに使つていただいておりますし、また製品として外国で売られておるような装置でございます。

●牛田寛君 長さの場合と同じような問題がここに出てくると思ひます。が、その三重点の再現の装置の精度といふものが、日本でも外国でも同じような精度で作られるような技術に達しているものでしょうか。

○説明員(玉野光男君) その通り、今問題とされております千分の一という程度におきましては、同じようなものが作られる可能性が十分でございます。

●牛田寛君 そういたしますと、やはり定義された水の三重点とは、ある程度の誤差を持つて再現される、しかもそれはやはり技術の程度によつてその再現性がよくなり悪くなると思ひます。いふふうな理解してよろしゅうございましょうか。

○説明員(玉野光男君) その通りでございます。

●牛田寛君 それからもう一つお伺ひ

したいのですが、今までは二つの定点の間を百分分する、そういうような定義の仕方であつたと思ひますが、このたびは定点の一つは具体的に再現できるけれども、もう一つのケルビン度の零度、これは再現できない、従つて、その目盛りの方法はどうかいふふうになるのですか、それを伺ひたいと思ひます。

○説明員(玉野光男君) 今までは二つの点、具体的に申しますれば氷点と水の沸点をもとにいたしましてきめておりました。が、今度は二つの点で、一つは零度でありまして、一つは水の三重点といふこととございまして、熱力学的にそれによりまして目盛りを作るといふことは、絶対零度を一つの基本としてとりまします場合には、もう一つは一点あれば十分であるといふことが証明されておりますし、また、實際にその通りでございますので、一点で絶対零度といふことにいたしますれば、温度目盛りといふことにいたしますれば十分でございます。

●牛田寛君 ちよと今のお答えでは理解しにくいのですが、このケルビン度の規定されました目盛りを実現する温度計といふものは、何か特殊なものでなければならぬと、そういうふうな考へが、その点についてお答え願ひたい。

○説明員(玉野光男君) 熱力学的に温度をきめるということとございまして、場合には、熱力学的に温度をきめるという場合は何をその物質に使ひましても同じ結果が得られるような目盛りが熱力学的な温度目盛りでございまして、そういう意味におきまして水の三重点を使つて一方の最低の温度、つまり、

たときに、三十六年十二月三十一日と日を限られた、その理由をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐橋滋君)

計量法自身がメートル法をもって貰っておりまして、できるだけ早い機会にメートル法を、いわゆるMSK法といいますが、計といいますが、メートル計でないものはなるべく早い機会に廃止をしたい、こういうふうに考えて、それぞれ尺貫法につきましても、あるいはヤード、ポンドにつきましても期限をつけたいわけですが、私馬力についても、そういう趣旨でメートル法に統一使用に踏み切りましたときに、大体三年なら三年ということで考えたわけですが、その後、この前の御説明申し上げましたように、依然として使用されておられますので、日本だけがこの私馬力を廃止することは、いろいろの意味におきまして、取引上その他で支障が参りますので、世界の各国が私馬力使用をやめる機会まで、これを延長したい方が、いろいろの点でより適切ではないか、こういうふうに考えまして、当分の間と、こういうふうに改めることにいたしましたわけでありまして。

○牛田寛君

それに関連いたしまして、今までは仕事の単位としてキログラムメートルは加えられていなかったと思うのですが、このたびそれが加えられたように承知しておりますが、その理由をお伺いしたい。

○政府委員(佐橋滋君)

仕事の方の関係の単位には、力の単位だとかあるいは仕事の単位、工率の単位というものがあつたわけでありまして、これは物理学をわれわれが習いましたので申しま

すと、力というのは質量と加速度を掛けたものだ、仕事というのはその力と長さを掛けたもの、工率というのはその仕事を時間で割つたものだ、こういうふうなわけであつて、この単位につきましても、従来絶対計単位と重量計単位と二つの種類がありまして、その絶対計単位といふのはメートルとそれからキログラム秒という現在の基本単位から純粋に組み立てられてゐるものでありまして、いわゆるワット、ジュール、ニュートンというような単位が計量法に規定されておりました。重量計単位につきましては、キログラム毎秒、いわゆる仕事の関係の単位はありますが、工率の単位はたまたま七十五キログラムメートル毎秒というのが私馬力一馬力に相当いたしますので、その単位だけが私馬力を使用しておりました関係上、私馬力を代用しておつたのでありまして、この私馬力が先ほど説明を申し上げましたように、当分の間ですが、できただけ早い機会にやめたいというふうに考えておりますので、このいわゆる工率の単位として私馬力一馬力に今まで七十五キログラムメートル毎秒という単位をこの際つけ加えたい、こういうふうに考えましたわけでありまして。

○牛田寛君

そうしますと、ちよつと聞き違へかも知れませんが、キログラムメートルをつけ加えたのは、将来私馬力を廃止するのが前提だ、私馬力がなくなつた場合に重力体系を残すためにキログラムメートルを加えた、そういう意味ですか。

○政府委員(佐橋滋君)

その通りであります。

○牛田寛君 計量法の理想としては絶対計単位に統一することというふうに承知しておりますが、私馬力を当分の間使用されるというのはいろいろ理由があると思ひますが、それは理想としては廃止した方がいいのじゃないか、これは思つておりましたが、いろいろ事情でやむを得ないという形であるように伺つておりますが、そうすれば何もわざわざ私馬力を廃止した後に、絶対計単位を残すためにキログラムメートルを入れるというようなことは無意味ではないか、ちよつと馬力がキログラムメートルに化けたというふうな形になりはしないかというふうに考える。従つてキログラムメートルを残すということが、あまり意味のないことではないかと思ひますが、その点について。

○政府委員(佐橋滋君)

絶対計単位計と、それから重力単位計と二つあると申し上げましたが、このいわゆる重力単位の方をやめたいとおつたという気は全然持つておりません。と申しますのは、絶対計単位計と申しますのは、地球の重力といふものを考えてない純粹の単位計でありますので、実際に使用する場合には、いろいろ機械その他を使用します場合には、必ず地球の重力といふものを加算していろいろ設計をされておりますので、その場合には重力単位計が用いられますので、重力単位計と絶対計単位計といふものは、今後も併存するわけでありまして。

○牛田寛君

ちよつと今のお答えは理解できないのですが、単位と重力そのものは直接関係がないと思うのですが、地球の重力がございまして、絶対計単位計で定めれば重さも出て参りますれば、力も出てくる、力もはかることができる。ですから地球の重力があるから絶対計単位を残すということとは、ちよつと矛盾があるのではないかとと思ひます。私の伺ひたいのは、私馬力がなくなるときの用意にそのキログラムメートルを加えるというお話でございまして、それなれば、最初からキログラムメートルは加えられてもいいのじゃないか。なぜならば、私馬力はすでに三十六年十二月で廃止するということになりますので、その趣旨で加えらるれば、計量法の初めからキログラムメートルは加えられておつてよいはずだ。それが今さらキログラムメートルを加えられたということとは、その御答弁ではちよつと納得がいかないと思ひますが。

○政府委員(佐橋滋君)

キログラムメートル毎秒というのは、おそらく、まあ計量法改正のときのいきさつは知りませんが、当然重力単位計としてそのときに規定しておくべきであつた、こういうふうに私は考えております。

○牛田寛君

そうしますと、重力単位計としてきめておくべきものが漏れておつた、完全なものにするという意味で加えられる、そういうふうに解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(佐橋滋君)

その通りであります。

○牛田寛君 馬力の定義でございまして、計量法施行法の第九條に「私馬力は、七三五・五ワットの工率をいう」と、こうなつております。で、馬力そのものは重力単位計である、実際に馬力を計算する場合には、キログラムメートルの七十五で割つてゐるわけ

○政府委員(佐橋滋君)

す。馬力を存続する理由が実用性にあり、特に内燃機関系統の工率を表示するために存続するといふのであれば、むしろ馬力の定義をキログラムメートルで定義して、七十五キログラムメートルとした方が合理的ではないかと思ひますが、その点について御説明をお願いしたい。

○説明員(玉野光男君)

計量法におきましては、七三五・五ワットというところで私馬力を定義しております。七十五キログラムメートルというので定義しておりますが、正確に標準重力の値を入れて計算してみたら、きつち七三五・五にはならないわけですが、それが数字をまるめてそういう格好にしてあるわけでございますが、しかし考え方としては、絶対計単位計といふものが、何と申しましても標準の単位計であるといふふうに考えまして、そういう意味でワットで私馬力を定義してあつたわけでございます。今後は私馬力といふものが、暫定的のものであるという見地から、やはり基本的なワットというもので定義するのが妥当であらうという見解のもとに、今度のようにされてゐるわけでございます。

○牛田寛君

私馬力の存続は、当分の間となつております。國際的に私馬力は使われてゐるので、私馬力を残すといふことではあります。計量の単位の統一という上からは、ワットへ統一された方が大へん便利であらうと思ひます。七十五で割つたり掛けたりするやうな繁雜さよりも、むしろ一切の表示がワットになれば別にどこにも支障が起らない、そうなるわけでありまして。國際的に私馬力が残つてお

からわが国も仏馬力を残すという、非常に消極的な行き方であるように思うのです。現在計量の単位というものについても、国際的統一という方向に世界中が向かっているわけでありまして、むしろわが国が率先して仏馬力の廃止の方向に、国際機関に働きかけるくらいの積極性を持った行き方ではないかと考えています、こう私は考えるわけですが、その点について御意見を伺いたい。

○政府委員(佐橋滋君) 非常に消極的のようで恐縮であります、牛田先生の仰せのように今後努力して参りたいと、このように考えております。

○牛田寛君 その立場で、仏馬力の存続をどの程度に見通しをつけられていらっしゃるか。

○政府委員(佐橋滋君) 当分の間がどのくらいかということではありますが、ただいま先生の言われましたような趣旨で動くというしまして、世界のまだ大勢がやはり仏馬力を使用している間は、なかなか取引上でも支障が参りますので、まあ日本が積極的に動くというしまして、その効果を奏しまして、主要な国々がある程度日本に同調し得る大勢になったというときだと、こう考えますので、現在まだその当分の間がどのくらいの実際の具体的な期間かということとは、非常に困難でございます。

○牛田寛君 どうも国際会議に出ますと、日本は非常に外国追従になりまして、消極的な行き方になる傾向を見受けられるわけでありまして、少なくともこういうふうな文化の基本的な問題に対しては、わが国あたりが積極的に提案していくという努力を一つしていただきたい。

だきたい。フランスあたりは、まあ仏馬力廃止の方向に向かっているように伺っておりますが、そういうふうな国々と提携して、一つ推進していただきたいというふうに希望するわけでありまして、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 御趣旨のよう、努力をいたしたいと思っております。

○委員(鈴木亨弘君) ちょっと速記をやめて下さい。

○委員(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本議に賛成の方は、挙手を願います。

○委員(鈴木亨弘君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを本委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員(鈴木亨弘君) 次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

その提案理由及び法律案の趣旨について御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、十年間の限り法として、昭和二十七年に制定されて以来、現在までに約九年を経過しているのではありませんが、この間に約八十億円に上る石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を復旧いたしました、国土の保全と民生の安定に大いに寄与してきたのであります。

しかし、昨年、通商産業省におきまして、全国的な鉱害事業調査を実施いたしましたところ、なお、約二百四十億円に上る安定鉱害が累積して残存しており、そのうち臨時石炭鉱害復旧法による復旧の対象となるものはその六、七割程度に及ぶものと推定されている次第でございます。

かかるに、同法は昭和三十七年七月三十一日までに廃止すべきものとされており、また、新たに広範囲、大規模な復旧工事に着手することは困難となっております。このような状況のもとに、鉱害地域住民の間には、同法による鉱害の復旧がその後中絶されるに至るのではないかと懸念と不安が高まってきているのであります。

従いまして、この際同法の有効期間を延長して、これらの問題を解決し、住民の不安を除去することがぜひとも必要であると考えております。

なお、衆議院商工委員会におかれても、この点に留意され、去る第三十七回国会において同法律の延長を骨子とする改正法案を、今国会に提案すべきであると決議されたのであります。

以上の経緯にかんがみまして、同法律の有効期間を、さらに十年間延長しようとするのが、ただいま提案いたします。

また改正法案の第一の要点でございます。

改正の第二の要点は、鉱害により緊急の事態が発生した場合に、応急的に対処し得る体制を作ろうという点にございまして。

鉱害復旧のための基本計画を作成するためには、鉱害の賠償義務を負う者はだれか、また、その責任の範囲はどれだけの範囲に及ぶかを明らかにしなければなりません。

これが明らかにしない場合には、緊急の事態が発生いたしましたとしても、これに対する措置について、現行法は規定されていなかったものでございまして、このような場合には、国と地方公共団体が費用を支出して応急の工事を行なわせた後に、賠償義務者等を追及して、その者から費用を償還させるといふ方法によって事態に一応の解決を与えたいと存じております。

その他昭和三十三年に廃止された特別鉱害復旧臨時措置法に関する規定及びいわゆる無資力認定に関する規定について、この際、あわせて整備したいと存じます。

以上が、この法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員(鈴木亨弘君) 本案の質疑は、後日に譲ります。

○委員(鈴木亨弘君) 本議の質疑は、後日に譲ります。

○委員(鈴木亨弘君) じゃ速記を始めて下さい。

○委員(鈴木亨弘君) 次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上三案を、便宜一括議題とし、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、補足的に説明をいたします。

中小企業金融公庫は、中小企業者の行なう事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することが困難なものを融通することを目的として、昭和二十八年八月に設立されたのであります。自來、年々貸出資金を増大し、人員機構も整備拡充して、右の目的達成のため邁進して参ったのであります。

しかしながら、最近の経済状態においては、特に貿易自由化に備えて、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化を促進し、もって、中小企業者の振興をはかることが急務であり、また、そのために中小企業金融公庫の果たす役割も、いよいよ重要度を増してきております。すなわち、すでにこの一月から貸出金利も年九分に引き下げ、中小企業者の金利負担を軽減し、貸出資金源についても、昭和三十六年度におきましては、公庫に対し、政府資金四百二十五億円を融資することにより、年間貸出規模を八百三十五億円として、その拡大をはかることとしておりますが、なおこの際、中小企業金融公庫法に所要の改正を行ない、もってその機能を拡充強化したいと考えておるわけでありまして、

改正の要点は二点でございますが、まず、理事の増員について御説明申し上げます。

案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上三案を、便宜一括議題とし、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、補足的に説明をいたします。

中小企業金融公庫は、中小企業者の行なう事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することが困難なものを融通することを目的として、昭和二十八年八月に設立されたのであります。自來、年々貸出資金を増大し、人員機構も整備拡充して、右の目的達成のため邁進して参ったのであります。

しかしながら、最近の経済状態においては、特に貿易自由化に備えて、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化を促進し、もって、中小企業者の振興をはかることが急務であり、また、そのために中小企業金融公庫の果たす役割も、いよいよ重要度を増してきております。すなわち、すでにこの一月から貸出金利も年九分に引き下げ、中小企業者の金利負担を軽減し、貸出資金源についても、昭和三十六年度におきましては、公庫に対し、政府資金四百二十五億円を融資することにより、年間貸出規模を八百三十五億円として、その拡大をはかることとしておりますが、なおこの際、中小企業金融公庫法に所要の改正を行ない、もってその機能を拡充強化したいと考えておるわけでありまして、

改正の要点は二点でございますが、まず、理事の増員について御説明申し上げます。

案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上三案を、便宜一括議題とし、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、補足的に説明をいたします。

中小企業金融公庫は、中小企業者の行なう事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することが困難なものを融通することを目的として、昭和二十八年八月に設立されたのであります。自來、年々貸出資金を増大し、人員機構も整備拡充して、右の目的達成のため邁進して参ったのであります。

中小企業金融公庫は、創立当初、役員五十七人、三部六課の簡素な機構で出発したのでありますが、その後各方面の要望にこたえ、貸出規模を拡大し、人員機構も整備拡充いたしました。貸出残高は、本年一月末で千四百九十三億円余に達し、店舗十一支店、二出張所（昭和三十六年度は十四支店、四出張所）代理店は六百七十六店、取扱店は五千余の多きに達しております。このような事務量の増大に伴い、各理事の担当する業務も過大となつて参りましたので、今回、理事二人を増加することいたしました。

次に、代理人の権限規定の改正についてであります。現行法では、中小公庫の代理人は、「公庫の業務の一部に關し」一切の裁判上または裁判外行為をする権限を有することとなつてゐるため、代理人が公庫の貸付金の担保として徴求した不動産等の登記を地方法務局等に申請いたしました場合、代理人の代理権の範囲が明確でないことを理由として、總裁の代理人に対する当該登記事務に關する委任状の提出を要求される等の事例がございまして、事務が煩雜でございまして、このため公庫業務の遂行に支障を来たすことがあります。従つてこの際、代理人の代理権の範囲を法律上明確化し、「従たる事務所の業務に關し」一切の裁判上または裁判外行為をする権限を有する旨を規定することとした次第であります。

中小企業信用保険公庫は、従来の中小企業信用保険特別会計の業務を承継して昭和三十三年七月設立され、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化をはかるため、信用保証協会の業務上必要な資金を融通する貸付業務と信用保証協会の債務の保証に対する保険を中心とする保険業務、この二つの業務を行なつております。

同公庫の資本金は、現在百四十七億円でありますが、このうち信用保証協会に對する貸付を行なうための融資基金に充てられてゐる金額は六十八億円であります。同公庫は、この資金をもつて信用保証協会に對して、その保証債務の増大に必要な原資となるべき長期資金及び保証債務の履行を円滑にするため必要な短期資金の貸付を行なつており、これにより信用保証協会の保証能力の増強による保証規模の拡大、中小企業者の負担軽減のための保証料率の引き下げ等、種々の面で顕著な効果をあげてゐる状況にあります。

しかしながら、最近におきまして、わが国経済の好況を反映して、中小企業の資金需要は依然として旺盛であり、これとともに保証需要も、大幅な増加の傾向にあります。従つて、中小企業に對する金融の円滑化をさらに積極的に促進するためには、信用補完制度の第一線業務担当機関である信用保証協会の保証原資及び保証能力を大幅に増大する必要があります。

そのため、政府は、中小企業信用保険公庫法第四條第一項の資本金に關する規定及び同法第二十二條第二項の融資基金に關する規定を改正し、昭和三十六年度におきまして中小企業信用保険公庫に對し、産業投資特別会計からの出資額を二十億増額し、これを同公庫の資本金とするともに、これを融資基金に充て、同公庫から信用保証協会に貸し付けることとした次第であります。この結果、同公庫の資本金は百六十七億となり、そのうち融資基金は八十八億となる見込みであります。また、融資基金の増加により、三十六年度において、同公庫の信用保証協会に對する新規貸付金額は、本年度計画の四十四億よりも十六億増額いたしました。次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について、補足して御説明申し上げます。

中小企業に對する金融の円滑化をはかるための施策といたしましては、中小企業専門の政府関係金融機関である中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫に對する財政投融資による貸出資金の増大をはかることも、相互銀行、信用金庫、信用協同組合等の中小企業専門民間金融機関の育成をはかる等、諸種の対策を講じて参つておりますが、中小企業が信用力、物的担保力の不足のため、通常の金融サービスに乗りがたい点から考えますと、中小企業の信用力を補完する制度は、きわめて重要な役割を果たしてあります。

この信用補完制度といたしましては、御承知の通り信用保証協会に行なつてゐる信用保証制度と中小企業信用保険公庫による信用保険制度とがありますが、この両制度は、機能及び業務分野において競合重複する面がみられますので、その調整が必要とされておりました。現在、これらの問題を審議した昭和三十三年十一月の金融制度調査会の答申に基づき、信用保証協会の機能の拡充強化をはかるとともに、中小企業者に対する信用補完業務は、第一的には信用保証協会の保証によるものとし、中小企業信用保険公庫による信用保険制度は、信用保証協会の保証債務のすべてについて再保険の機能を営む包括保証保険を中心とするように、そういう方向で運営して参つております。

明年度からは、このような方向をさらに押し進めて、信用補完制度の整備拡充をはかることとし、中小企業信用保険法の一部を次のように改正することとしたいたしました。

まず第一は、中小企業信用保険のうち、融資保険及び普通保証保険の制度を廃止して、包括保証保険制度の一本建てに統一したことでありました。これは、先ほども申し上げましたように、中小企業信用補完制度の第一線業務は、すべて保証協会によることとし、信用保険は、その再保険機能を営むこととし、かつ包括保証保険に移行するという信用補完に關する業務分野の調整を行なうためであります。

第二は、包括保証保険のうち第二種保険の中小企業者一人についての付保限度額を、五百万円から七百万円に引き上げることです。すなわち、普通保証保険等の廃止に伴い、包括保証保険のみとなるわけでありますが、現行の包括第二種保証保険の中小企業者一人の付保限度額は五百万円であるため、普通保証保険の廃止により五百万円超七百万円までのものについては、本保証制度による信用補完の道を閉ざされることとなるので、このような保険利用に關する既存の便益をそごなうことのないよう限度額を引き上げたいわけでありました。

第三は、信用金庫連合会の中小企業者に対する貸付にかかわる信用保証協会の保証を、新たに中小企業信用保険の対象とすることでありました。

信用金庫連合会は、会員すなわち信用金庫に對する資金の貸付とともに大蔵大臣の認可を受け会員以外の者に対し貸し付けることができることとなつておりますが、最近信用金庫連合会の信用金庫を代理店とする中小企業向け貸付は、近年飛躍的増加を示しているため、その融資をさらに促進するため、本保証制度の対象に加えようとするものであります。

第四は、改正法の付則において、中小企業信用保険法の改正に伴う中小企業信用保険公庫法の改正を行なうこととあります。すなわち、第一に、前記述べました通り、中小企業信用保険の種別を廃止することとなりましたので、中小企業信用保険公庫が、毎事業年度国会の承認を経ることを要する保険価額の総額について、保険種別の区分を廃止する等の整備を行なうこととあります。

なお、三十六年度における包括保証保険の予算上の付保予定額は、三十五年度の千八百億に對し、二千七百億円を予定してあります。

また、包括第二種保証の拡充に伴い、中小企業者の金利負担を軽減するため、中小企業信用保険法施行令の一部を改正し、その保険料率を現行の年一分一厘よりも一割引き下げ年九厘八毛五厘とすることとしておりますので、このことを付け加えて申し上げます。

以上が、信用保険法の内容に關する御説明でございます。

○委員長(鈴木幸弘君) 引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○川上為治君 今回の改正につきましても、中融資保険の問題——これは保険公庫の問題なんです、融資保険というのは、従来の経過から言いますと、だんだん廃止していくと、ちやうど時期が来たということになると思うのですけれども、この制度を廃止したために、非常に中小企業者の中で不便に考えるという人がある程度あるのじゃないか。

たとえば七百万円以上どうしても借りたという人なたち、これはまあ大体、中堅の中小企業ということになってくると思うのですが、そういうような道を閉ざすというふうなことになるやしないだろうかというふうなな気がいたすのですが、従来の、融資保険に対する漸減の方針を今までとっておりましたが、その経過、それに対する中小企業界からのいろいろな要望、そういうような問題について、まず伺ってみたいと思います。

○政府委員(小山雄二君) 三十六年度から、信用保険公庫でやっておりますが、融資業務のうちで、融資保険、普通保証保険、包括保証保険、三つございしますが、融資保険と普通保証保険を廃止することにいたしましたと考えております。

先ほど申し上げましたように、数年来、そういう段取りで準備をして参つて、その準備と申しますことは、一つは、包括保証保険に統一いたしました、中小企業者直接の資金を借りることに對する保証というものは、信用保証協会が第一次的に全部やる、それを

再保險的に国が——信用保険公庫が再保險をするという形にいたすわけでございしますが、準備と申しますのは、まづもつて、信用保証協会の力をつけていくということで、毎年その努力をやつて参つたわけです。

それで、今の七百万円以上というふうな融資等の話がございましたが、たとえばその保証限度等につきましても、こ二年ばかりの間に、信用保証協会の一人当たりの保証限度というものも、平均いたしまして——保証協会によつていろいろ違いますが、大体六百五十万円ぐらいになっております。で、二年ぐらいの間に約二百万円ぐらいふえて、六百五十万円——七百万円近くなつておりますが、五十二ございしますが、大体七百万円にして、五百

万というのでもございします。非常に小さいところでは三百万円というのでもございしますが、大体のものが七百万円ぐらいの保証限度に達しておりますし、平均しても六百五十万円ぐらいになっておるわけでございします。そういうふう

に、保証協会が力をつけてきました、中小企業者が金を借ります場合の第一線的な保証のところを充実して参つて、その準備が大まかにできたという見通しをつけておるわけであります。それから、融資保険等のこれはワク等も極めて参つてきて、そういう準備をして参つたわけでありまして、実際の付保の状況等も、年々利用率等も下がつて参つておりまして、銀行の数等から言ひましても、融資保険を利用するパーセント、金融機関の数のパーセントも、割合少ないし、金額等も非常に少ない状況でありまして、大体そういう態勢に逐次移つてきた。こういう面か

らも、利用状況からいつても、そういうことを考えられますので、この際制度をすつきりする意味におきまして、なおかつ保険基金の総合的、効率的運用といひますか、そういう点から申しまして、制度を統一したいというふうな考へてゐる次第であります。

○川上為治君 保証協会の対象となりましますのは、これは大体中小企業のうち比較的零細な小さいもの、こういうのが中心に運営されることは、これは当然のことだと、私は思うのであります。ただ最近、いろいろ中小企業者のうちで比較的大きなもの、中堅のもの、こうした方面から、たとえば中小企業金融公庫に金を借りるにしても、ワクがないために、なかなか借りることができない、あるいは商工中金に頼みましても、これまたワクのために、なかなか借りることができない、こういう国の機関については、ワクのために縛られて、なかなか金を借りることができないというふうな状態で、勢いで市中銀行から金を借りたい、ところが市中銀行にいきますと、いろいろ信用の關係から、どうもなかなか金が借りられないというふうなことで、保証制度、保証協会に頼らないで、融資保険の制度というものがやはり必要でないかというふうなことを言つてくる人たちが、だいたいあるわけなのです。

が、そういうふうなわけの中堅の、中小企業者の上といひますか、中以上のものに對する金融の欠陥について、別にそういう制度を生かして置いて、めんどろを見てやるというふうな、そういうことは考えられないものですか、また、これにかわるべき特別なたとえば新種保証というふうなものを中

小企業庁では考へていたそうですが、これは大蔵省との關係で、話がなかなかつかないというふうな聞いておりますが、そういうふうなものについて、将来何か補強策を考へておりますか、どうですか、その点を一応伺いたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 信用保険の關係も、御存じのように包括保証保険も二口に分れておりまして、第一種包括保証保険というのは五十万円までの小さなもの、第二種保証保険は五十万円から五百万円までであったのを、今度は七百万円に上げるわけでございします。そしてその割合等からいひましても、零細な、保証の一件当たりの平均もそうでございまして、保険の一件当たりの平均もそうでございまして、割合に零細な中小企業に對する保証であり、保険である、こういうことが一般的に言えると思ひます。今お話の通りいひゆる中堅企業、ことに設備投資等に関しまして、一件当たりの金額といひますか、割合とまじつた、中小企業としては、中小企業の平均からいひますと、金を借りる額からいひますと、割に大きい關係のものが相当出てくる傾向がございします。貿易自由化等を控へ、そういう傾向が顕著に見られるわけでありまして。

これらに對して何か保険、保証等の突っかい棒ということも別途考へられなければいかぬ問題でありまして、実は今回融資保険、普通保証保険を廃止しますときに、穴が生まれるかどうかという点等も、いろいろ検討いたしました。長期のことに設備資金を中心とした何かそういう突っかい棒というものが、あるいは要るのじやあるまいか

という検討も、いろいろしたわけでございします。ただ、保険制度あるいは保証協会との関連もございしますし、なかなかいろいろな段取りもございまして、今回は、その成案を得なかつたわけでございしますが、これは従来の保証保険とかわるという意味でなくて、新しい意味で大口比較的小中小企業としては大口融資に對する促進剤といひますか、突っかい棒といひますか、そういうことについては、新しい観点から一つ考へてみたいということを考へておりました。金融制度調査会等にも問題を出しまして、一つ検討をお願いいたします。それで、そういう段取りを進めておるわけであります。権威者、關係者の検討を得まして成案を得ますれば、そういうことを、一つ新しい点等が、やることがあるいは出てくるのではないかと、こう考へておるわけであります。

○川上為治君 私は、中小企業の設備近代化というのを、こやこましく言われながら、またどうしてもそういうふうなふうな持つていかなければならぬと思ふのですけれども、今の中小企業金融公庫なり、あるいは商工中金なり、あるいは国民金融公庫なり、そういう方面の政府資金というのは、これは決して潤沢ではなくして、要求に對して大体三割か四割ぐらいしか融資することができないというふうな状態で、非常に多くの中小企業者が、設備近代化をしたいと思つていながら、實際はなかなかできない。特にこういう長期資金というのは、一般の市中銀行というものは、なかなか出してくれま

いは、そういう人々を救う一つの制度だと思ふのですが、その制度の中から、たとえば普通保証保険とか、あるいは融資保証とか、そういうような制度というのは、全然なくなつてしまふといふと、非常に不便を感じる部門が中小企業者の中に出てくるのじゃないかといふことを案じておられるわけなんです、今お話がありましたように、この問題については、金融制度調査会においていろいろ検討して、その欠陥を補うべく努力をするというふうな話がありました、ぜひそういうふうなものについて特別な措置をとるようには私の方からも特別にお願いをしたいと思います。

それからもう一つ、包括保証保険の第一種の問題で、これは保証料率を年七厘三毛といふことになっておるのですが、この保証料率を下げるといふことは、結局政府の方の投資なり融資なり、そういうものがたくさんなければ下げられないのでありますけれども、特に零細企業、こうした方面では七厘三毛といふのが、やはり高過ぎる、こういうようなことも言つておる向きがいろいろあるわけでありまして、少なくとも五厘程度までは、どうして下げてほしいと、でないといふと、この包括保証保険を利用することも非常に困難だといふような話も聞かれますが、そういう点については、今後どういふようなふうにお考えになつておられますか、その点と、それから保証協会の保証料を、今度は大体二厘程度ですか下げられるのじゃないかと思ふのですが、二厘程度下げられるといふようなことでは、やはり中小企業者が非常に困るのじゃないかといふような気

がいたすわけでありまして、保証協会の保証料率をうんと下げるというふうなことをいたしませんといふと、中小企業者といふのは、もうすでに金融機関からの金利は高いし、それに保証料率が高い、それに保証料率も高いといふようなことになりまして、一般の大企業と比べますといふと、非常に高い金利を払わなくてはならない。特に商工中金を經由する場合においては、商工中金の協同組合でやはり手数料を若干取りますから非常に高い金利になりますので、零細企業については、特にこういう包括保証制度を利用させるのでしたら、この保証料率の七厘三毛といふのもっとこれを下げ、同時にまた保証協会の保証料率といふのも、うんと下げるようにしなければならぬと思ふんですが、そういうふうな問題については、今後何か計画的に、こういうふうな持つてゆくんだというふうな、そういう計画がありますかどうですか、その点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 保証料と保証料のお話でございます。こういうものは、なるべく下げまして、信用保険公庫をてこにして運用しておるわけでございます、あらゆる機会に、その資金繰その他を充実いたしまして、下げてゆきたいといふのが一般的な考え方でございます。

今お話の包括保証保険の第一種——小口の方は、年七厘三毛になつております。これはほかの保証に比べまして、また包括保証保険でも第二種に比べてますと、相当政策的に零細保証優遇という観点から、非常に低く定めておるつもりでございます。保険公庫の採算等からいいますと、このところ

は、ちよつと意識的に政策的に低くきめておるわけでありまして、なお、これも全体のやりくりがつかますれば、なお引き下げたいわけでありまして、意識的に、そこは低くきめておるつもりであります、今回は、第二種包括保証の方を約一割方下げる、今までは第一種の大口の方の包括保証は一分一厘でありまして、それを一割見当り下げまして、九厘八毛五糸といふ——大口の方が九厘八毛五糸、小口の方が七厘三毛、こういうことになります。

そこで、この料率を、たとえば保証協会の場合は、どう見ておられるかという問題から見ても、小口の方の第一種には五十二ある保証協会が全部入つております。そういう意味からいいますと、第一種の保証料といふのは、保証協会の方から見ても、まあまあといふところではあるまいか。第二種の方は、五十二協会のうち、今まで六協会入つております。これを融資保証、普通保証保険がなくなりまして、とともに入れた大いに利用してもらいたいわけでありまして、それを誘引するといふんです、奨励する意味をも含めまして、第二種の保証料を今回下げておるわけでありまして。

それから保証料の問題であります。保証料は、今平均いたしまして、これは保証協会によっていろいろ違ひますし、これはまた政府資金の融資という道を通じて保証料の引き下げを指導し、勧奨して参つておられます、相当程度、年々下がつてきています、現在のところは、大体五厘五毛平均になつております。これを来年度また二十億の出資をいたしまして、この保証協会を助けてゆくわけでございますが、そういうことをしてこれにいたしまして、大体五厘程度まで下げて参りましたといふのもくろみでござります。毎年保証料は融資資金の増額等をてこにして、そういうもくろみで、一割程度ずつ毎年下げてゆくことをもくろんでおります。保証料の方も、保証協会等が全部利用してらうと、利用者が多いと、それだけまた、相対的に保証料も下がってくることに一般的にはなりますので、まだ二種の包括保証保険に入つておられないものを勧誘するといふことも含めまして、保証料も、そういうもくろみでやっております。

○川上治君 私は、この保証協会なり、保険公庫の仕事というのは、零細企業対策として非常に重要な仕事だと思ふのです。

ところが、さっきも話がありましたように、包括保証にしまして、やはり一種の方は七厘三毛といふ保証料を取ります。それからまた二種についても一分一厘、これはやはり高いのです。それから保証協会に付きますと、先ほどお話がありました、保証料率も、やっぱり高い、一般の市中銀行なり、そういう面の金利の高い方にこういうものが、それに上積みしてくるということとありますと、どうしても中小企業者の金利といふのは高くなつて、大企業と、たとえば設備近代化をするにいたしても、なかなか太刀打ちできないといふような状態でありまして、やはり保証協会に対して、政府資金をもつと大きく導入する、あるいは保険公庫に對しまして政府の金をもつと出すと

いうことについて、もつと政府全体として、強力に今後進めたいだくことを特にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鈴木幸弘君) 速記始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

三月十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十六日)

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 輸入に関する協定(第七條の二)」を「第三章の二」を「第三章の三」

輸入に関する協定(第七条の二、第七条の三)に、「第五章 輸出入組合(第二十條―第二十七條)」を「第五章の二 貿易連合(第二十七條の二―第二十七條の十六)」に改める。

七条の十六」に改める。

第五條第二項第六号中「国内の」の下に「関係農林漁業者、」を加える。

第七條の二の見出しを「輸入業者の協定」に改め、第三章の二中同條の次に次の一條を加える。

(需要者又は販売業者の協定)

第七條の三 需要者又は販売業者は、主として需要者又は販売業者の発注、指示等に基づいて輸入される貨物であつて政令で定めるものについて、前条第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除くため必要があるときは、同項の協定又は第十九條の四第二項の組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約をもつてしては当該事由を除くことが著しく困難である場合に限り、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣の認可を受けて、当該貨物と同種又は類似の貨物で輸入するものの国内取引における購入価格、購入数量、購入方法その他の購入に関する事項について協定を締結することができる。

2 第六條第三項、第七條第三項及び前条第二項の規定は、前項の協定に準用する。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 輸出入調整に関する協定

(協定)

第七條の四 輸出入業者及び輸入業者は、特定の地域における輸入取引及び輸出取引の實質的制限、特定の地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該特定の地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出するためには当該地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入することが必要である場合又は当該特定の地域を船積地として特定の種類の貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出入取引と当該地域の貨物の輸出入取引との関係を調整しなければ、当該地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の關係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除くため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該地域の貨物の種類、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その内容が前項に規定する事由を除くため必要な最少限度のものであること。

二 当該地域の輸出入業者、輸入業者又は關係事業者の利益を害し、本邦の輸出入業者又は輸入業者の國際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前号のほか、当該地域との貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 第五條第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五 当該協定を締結しようとする輸出入業者の当該地域に対する当該貨物の輸出入額が当該地域に対する当該貨物の總輸出額に對し相當の比率を占め、及び当該協定を締結しようとする輸入業者の当該地域からの当該貨物の輸入額が当該地域からの当該貨物の總輸入額に對し相當の比率を占めていること。

3 第六條第二項及び第七條第二項の規定は、第一項の協定に準用する。

第十一條第一項中「以外の輸出入組合」の下に「(以下「非出資輸出入組合」という。）」を加え、「第三号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 輸出に関する調査、宣伝、あ

つせん等輸出に関する海外市場の維持及び開拓

三 輸出すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

四 輸出に関する苦情及び紛争の処理

五 前各号の事業に附帯する事業

六 前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の所屬員の共通の利益を増進するための施設

第十一條第四項中「当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者」とを削る。

第十五條第一項中「出資輸出入組合以外の輸出入組合」を「非出資輸出入組合」に改める。

第十六條第一項中「出資輸出入組合以外の輸出入組合」を「非出資輸出入組合」に改め、同條に次の一項を加える。

8 第一項の規定により非出資輸出入組合が事業年度中途において出資輸出入組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第十七條を次のように改める。

第十七條 出資輸出入組合へ(移行)

第十七條 出資輸出入組合は、定款を変更して、非出資輸出入組合に移行することができる。

2 前条第三項から第七項まで並びに中小企業等協同組合法第二十條から第二十二條まで(持分の払戻

し)、第五十六條及び第五十七條(出資一口の金額の減少)の規定は、前項の規定による非出資輸出入組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払戻のあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出入組合への移行に関する定款の変更について第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならぬ」とあるのは「登記を要しなかつた事項の登記を抹消しなければならぬ」と、同条第六項中「出資の総口数及び出資の第一回の払戻のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したこととを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十二條第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出入組合への移行の時」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により出資輸出入組合が非出資輸出入組合に移行する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出入組合は、当該非出資輸出入組合に移行した時に對して解散したものとみなす。

第十九條第一項中「、第十九條の

し)、第五十六條及び第五十七條

は、前項の規定による非出資輸出

組合への移行に準用する。この場

合において、前条第三項中「出資

の第一回の払戻のあつた日」とあ

るのは「次条第一項の規定による

第十九条の三 削除
第十九条の四第二項を削り、同条
第一項中「輸入組合は」の下に「
前項に定めるもののほか」を加え、
「当該貨物と同種若しくは類似の貨
物の需要者若しくは販売業者と輸入
するこれらの貨物」を「当該貨物と

る輸入取引及び輸出取引の實質的制限、指定地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該指定地域を仕向地として貨物を輸出するためには当該指定地域を船積地として貨物を輸入することが必要であ

なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸出入組合（以下「出資輸出入組合」という）以外の輸出入組合（以下「非出資輸出入組合」という）は、第五号の事業を行なうことができない。

一 輸出及び輸入に関する調査、

二二 連合員の議決権及び選舉權は、平等であること。

(名稱)

二十七條の四 貿易連合は、その名稱中に貿易連合という文字を用いなければならぬ。

（発起人）
第二十七条の八 貿易連合を設立するには、その連合員となろうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。
（設立の認可）
第二十七条の九 発起人は、創立総

会の終了後遅滞なく、定款並びに業務の方法、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第二十七条の三各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、業務の方法及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められないこと。

四 国内の関係農林漁業者、関係中小企業者その他の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 輸出取引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を實質的に制限するおそれがないこと。

六 その設立が輸出取引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。

(定款)
第二十七条の十 貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合員たる資格に関する規定

五 連合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 出資の総口数

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 連合員の権利義務に関する規定

十二 事業の執行に関する規定

十三 役員に関する規定

十四 会議に関する規定

十五 会計に関する規定

十六 公告の方法

2 前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。

(定款又は業務の方法の変更)
第二十七条の十一 定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。

(定款又は業務の方法の変更命令)
第二十七条の十二 通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、

貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。

(競争の禁止)
第二十七条の十三 連合員は、貿易連合の定款で定める輸出又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより、貿易連合の委託を受けて輸出し又は輸入する場合は、この限りでない。

(連合員に対する売買義務)
第二十七条の十四 貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合が輸入した貨物を連合員以外の者に販売してはならない。ただし、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

(解散)
第二十七条の十五 通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

(準用)
第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条(第一項第四号を除く。)、第二十条から第二十三条ま

で(組合員)、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十四条(規約)、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(総会)、第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条(剰余金の配当等)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号、第三項及び第四項を除く。)、第八十四条から第八十五条まで(登記)、第九十四条、第九十五条、第九十六条の四、第九十六条第一項(雑則)、第九十七条第一号及び第四号から第十七号まで並びに第九十五条の二(罰則)の規定は、貿易連合に準用する。この場合において、同法第十九条第二項第一号中「組合の施設を利用しない」とあるのは「貿易連合と取引をしない」と、同法第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込み、経費の支払その他貿易連合に対する義務を怠つた連合員又は輸出入取引法第二十七条の十三の規定に違反した連合員」と、第三十一条、第三十五条の二、第四十

八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項、第九十八条、第九十九条、第一百条の四及び第六十六条第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一条第一項第一号及び第五十三条第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九条第二項中「組合員が組合の事業を利用した分量」とあるのは「連合員が貿易連合と行なつた取引の額」と、第六十二条第一項第五号中「第六十六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の十五」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第九十五条の二中「第六十六条第三項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の四第三項」と読み替へるものとする。

第二十八条第二項中「意匠」の下に「その他の取引条件」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 前条第五項の規定により同条第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸出組合は、当該事務の処理に必要な費用に充てるため、当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出入業者から、政令で定める範囲内において、負担金を徴収することができる。

2 輸出組合は、前項の規定により負担金を徴収しようとするとき

八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項、第九十八条、第九十九条、第一百条の四及び第六十六条第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一条第一項第一号及び第五十三条第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九条第二項中「組合員が組合の事業を利用した分量」とあるのは「連合員が貿易連合と行なつた取引の額」と、第六十二条第一項第五号中「第六十六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の十五」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第九十五条の二中「第六十六条第三項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の四第三項」と読み替へるものとする。

は、政令で定めるところにより、負担金の額及び徴収の方法を定め、当該事務の処理に関する計画及び収支予算を添えて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 輸出組合は、第一項の負担金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4 中小企業等協同組合法第五十五条の規定は、第一項の規定により負担金を納付した輸出業者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

5 前四項に定めるもののほか、第一項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項中「前条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、

第五条の三第一項の認可を受けて協定を締結している生産業者又は販売業者が販売した当該貨物の当該仕向地に対する輸出額が当該貨物の当該仕向地に対する総輸出額に対し相当の比率を占めている場合において、その協定をもつてしては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じ

ている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、第二十八条第一項若しくは第二項若しくは前条第一項の通商産業省令又は他の法令の規定による措置をもつてしても輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令、当該貨物についての主務省令で、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について生産業者又は販売業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 第二十八条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十条第一項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、同条第二項中「価格」の下に「品質その他の取引条件」を加える。

第三十一条第二項を削り、同条第一項中「同項各号の一に掲げる」を「同項に規定する」に、「特定地域」を「指定地域」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一条を加える。

引及び当該特定の地域を般積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定の地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該特定の地域の種類の貨物として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第三十一条に次の二項を加える。

第二十八条第二項から第四項まで及び前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第二十八条第二項から第六項まで及び前条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

第三十二条中「前条第二項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第三十二条の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第七条の二第一項」を「第七条の二第一項、第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項」に、「又は第十一条第二項」を「若しくは第十一条第二項」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、「団体協約の下に」又は第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務

の方法」を加え、同条第二号中「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項)において準用する場合を含む。)、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。第三十五條を除き、以下この章において同じ。)」を「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項)において準用する場合を含む。)、第七條の四第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。第三十五條第一項を除き、以下この章において同じ。)」若しくは第二十七條の十二に改め、「第六條第三項」の下に「(第七條の三第二項)において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同条第二項中「又は組合員」を「組合員」に改め、「団体協約」の下に「又は業務の方法」を加える。

第三十四条第一項中「第七條の二第一項」の下に「第七條の四第一項」を加え、「第十九條の四第一項又は第二十三條第一項」を「第十九條の四第二項、第二十三條第一項、第二十七條の九第一項又は第二十七條の十一第一項」に改め、同条第二項中「又は第三十二條の六第一項の認可」を「第七條の三第一項若しくは第三十二條の六第一項の認可をし

ようとするとき、又は第二十九條の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定若しくは改定」に改め、同条第三項中「若しくは第六條第一項若しくは第二項」を「第六條第一項若しくは第二項、第六條第二項若しくは第二項若しくは第二十七條の十二」に改め、同条第五項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項又は第四

項」に改め、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第七項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に改め、「協定」の下に「又は需要者若しくは販売業者が第七條の三第一項の認可を受けて締結した協定」を加え、同条第九項中「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合」を「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者及び輸入業者が第七條の四第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出組合」に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、「認めるとき」の下に「又は貿易連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十七條の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が、第二十七條の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくかつと認めるとき」を加え、「第六條第一項又は第二項」を「第六條第一項又は第二項又は第二十七條の十二」に改め、同条第十項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に改め、「協定」の下に「又は需要者若しくは販売業者が第七條の三第一項の認可を受けて締結した協定を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項」に、「若しくは第十八條(第十九條の六において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「第十八條(第十九條の

六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。第二十七條の十二若しくは第二十七條の十五に、「若しくは第十九條第一項」を、「第十九條第一項」に、「第六十三條第三項の認可」を「第六十三條第三項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項の認可」に、「第十八條の規定」を「第十八條、第二十七條の十二若しくは第二十七條の十五の規定」に、「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」を「輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」に改める。

第三十七條中「第十九條の三」を削り、「又は第三十一條第二項」を「又は第三十一條第四項」に、「第三十一條第二項において準用する場合を含む」を「(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む)」に改め、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第二十九條の二第一項の通商産業省令、当該貨物についての主務省令の制定又は改定をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

第三十八條第一項中「第六條第一項(第十一條第三項において準用する場合を含む)若しくは第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む)又

は第十八條(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)」を「第六條第一項若しくは第二項、第十八條(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)、第二十七條の十二又は第二十七條の十五」に改める。

第三十九條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。

第四十條第一項中「輸出入組合」の下に「貿易連合」を加え、同条第二項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者又は第七條の三第一項の認可を受けて協定を締結している需要者若しくは販売業者」に改める。

第四十一條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に、「若しくは輸出入組合」を「輸出組合若しくは貿易連合」に改める。

第四十二條中「若しくは第二十八條第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項において準用する場合を含む)」の規定による命令を、「第二十八條第一項、第二項(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む)若しくは第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項において準用する場合を含む)、第二十九條第一項、第二十九條の二第二項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十條第三項又は第四項において準用する場合を含む)若しくは第三十

一條第一項若しくは第二項の規定による命令若しくは処分」に改める。

第四十三條第二号中「第七條の二第三項」の下に「又は第七條の四第三項」を加え、同条第三号中「又は第七條の二第一項」を「第七條の二第一項又は第七條の四第一項」に改める。

第四十四條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一條第五項」を「若しくは第十一條第五項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、「第六條第二項」の下に「又は第二十七條の十二」を加える。

第四十五條第一号中「又は同条第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む)」を、「同条第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第七條の四第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む)若しくは同条第三項(第七條の三第三項において準用する場合を含む)」に改め、同条第三号中「第十九條の六又は第二十七條の下に「若しくは第二十七條の十六」を、「第百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二第四項において準用する同法第百五條第二項」を加える。

第四十六條中「又は輸出入組合」

を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、「(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)」の下に「又は第二十七條の十六」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する出資輸出組合、出資輸入組合又は出資輸出入組合(以下「出資輸出組合等」という。)が、この法律の施行の日から起算して一年以内、この法律による改正後の輸出入取引法(以下「新法」という。)第七十七條第一項(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)の規定により非出資輸出組合、非出資輸入組合又は非出資輸出入組合(以下「非出資輸出組合等」という。)に移行する場合においては、同条第三項(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該出資輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得については、当該法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3 前項の贈与をした組合員の当該贈与をした日を含む年又は事業年度の所得の計算については、当該贈与をした持分の価額は、個人にあつては当該持分に係る出資の金額、法人にあつては当該持分に係る帳簿価額による。

4 第一項に規定する場合において、出資輸出組合等が事業年度の中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該組合の事業年度は、その移行の日を終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

5 法人税法第五條第一項第四号及び地方税法第七十二條の五第一項第四号の規定は、第一項に規定する場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度分の法人税及び事業税から適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第二十七條の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、「又ハ環境衛生同業組合」を「

環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、「組合員」の下に「又ハ連合員」を加え、同条第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

七 貿易連合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項ただし書中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改め、「此等ノ構成員」の下に「次条ニ規定スル法人」を加える。

第二十八条ノ三を第二十八条ノ四とし、第二十八条ノ二中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第二十八条ノ三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ二 輸出ニ関シ所属団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所属団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員ナルモノニ限ル）ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前条第一項第一号乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所属団体ト看做

ス

第二十九条第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

（所得税法の一部改正）

第五条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三号第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一条第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであつた所得税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第七条 法人税法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第九条第七項中「輸出組合、輸入組合、輸出入組合」を「出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の

法人税法第五條第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等について、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第九条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「この号」を「この項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 組合員が生産又は販売をする資格事業に係る物であつて輸出すべきものの販売価格又は加工賃の制限

第十八条第一号、第三十二条第一号、第五十六条及び第五十七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第九十条第一項中「第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号から第八号まで」に改める。

された。

一、石炭政策に関する請願（第八四六号）

一、公共料金値上げ抑制等に関する請願（第八六〇号）（第九一六号）

一、物価値上げ反対等に関する請願（第八七九号）

一、長野県に中小企業金融公庫支店設置等の請願（第九四七号）

一、長野県内の低開発地域の工業開発促進に関する請願（第九五〇号）

第八四六号 昭和三十六年三月三日受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県田川市東区第一松原宮町 大場実外五 千百三十九名

紹介議員 大河原一 次君

炭鉱地帯は、失業者が増加し、関連産業の中小企業は衰退して、市町村をはじめ県の財政まで苦しくなり大きな社会問題となつてゐるから、石炭産業の対策として、（一）炭鉱地帯の産業の振興、（二）失業者の就職あっせん、（三）職業訓練、（四）失業手当の増額給付と期間の延長、（五）住宅の保障、（六）輸入燃料の関税引上げ、（七）最低賃金制の制定、（八）事前協議制の確立、（九）石炭産業法の制定等を実現せられたいとの請願。

第八六〇号 昭和三十六年三月三日受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都中野区新山通三ノ二一 大宮尉子外六十名

紹介議員 市川 房枝君

昨年来諸物価、特に食料品、サービス関係の料金などの値上がりがいちじるしく、加えて第二次池田内閣の成立以来、国鉄、郵便、電気料など公共料金関係の値上げ案が相次いで発表され、家計を守る婦人は非常に不安を感じてゐるから、（一）予算の使途を合理化し、国民の負担を軽くして明るく豊かな暮らしを保障する政策を進めること、（二）国鉄、郵便、医療費など公共料金の値上げと、都電都バス、市電市バス、水道料などの値上げを抑えること、（三）生産強化による商品のこう水は消費者が消化するので、消費者保護の施策行政を急ぐこと、（四）独禁法及びその運用を強化し、業者の協定値上げを止めること等適切な措置を講じられたいとの請願。

第九一六号 昭和三十六年三月六日受理

公共料金値上げ抑制に関する請願（五十通）

請願者 東京都江東区南砂町五ノ一 松村君枝外五十名

紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。

紹介議員 市川 房枝君

第八七九号 昭和三十六年三月四日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都墨田区小梅二 南雲孝子外十九名

紹介議員 岩間 正男君

国民生活をますます圧迫する諸物価値上げに反対である。また、抛出國民

年金制度の実施は延期せられたい。あ
わせて、国民生活の水準をあげるた
め、全国一律八千円の最低賃金制を確
立せられたいとの請願。

第九四七号 昭和三十六年三月八
日受理

長野県に中小企業金融公庫支店設置等
の請願

請願者 長野市妻科町長野県議
会内 小坂卓郎

紹介議員 羽生 三七君

長野県は、そのほとんどが中小企業に
よつて占められており、最近これらの
企業の資金需要は、次第に増加の一途
をたどっているが、県制度金融だけで
はとうていまかなえない状態となつて
いる。今後これらの金融難の解決は、
県制度金融の充実、中央資金の導入並
びに一般金融機関の協力を図ることは
もちろんであるが、特に政府金融機関
による中央資金の導入が最も必要と考
えられるから、本県に商工組合中央金
庫関係で長野支店が一行、中小企業金
融公庫関係では支店もないという実情
を考慮の上、政府金融機関の設置につ
いて特段の配慮をせられたいとの請
願。

第九五〇号 昭和三十六年三月八
日受理

長野県内の低開発地域の工業開発促進
に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議
会内 小坂卓郎

紹介議員 羽生 三七君

政府において計画されている低開発地
域工業開発促進対策に対して、産業経
済的に極めて後進地帯に属する長野県

としては、大きな期待をもつものであ
る。本県においては、新設工場の招致
と、既設工場育成に全力を傾注してき
たが、さらに工業地帯造成計画を樹立
して、工業化産業構造の高度化に努力
しているから、政府において計画さ
れ、着々と具体化されつつある低開発
地域工業開発促進の計画樹立にあつて
は、本県工業地帯造成計画の八地区を
選定せられたいとの請願。

三月二十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改
正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七
年法律第二百九十五号）の一部を次
のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十
二条の三」に改める。

第二条第一項中「（特別鉱害復旧臨
時措置法（昭和二十五年法律第七
十六号）第二条第二項の特別鉱害を
除く。）」を削る。

第四十八條第二項中「復旧基本計
画の変更について第六十六条第二
項」を「次条第三項」に改める。

第四十九條中「負担区分に関する
これらの者の」を「次条第一項の規
定により納付金を納付すべき者及び
第五十二条の規定により復旧費を負
担すべき者の負担区分に関する」に
改め、同条に次の二項を加える。

2 事業団は、前項の規定により見
込納付金額及び負担額を記載する
場合において、次条第一項の規定
により納付金を納付すべき者若し
くは第五十二条の規定により復旧
費を負担すべき者が事業の廃止若
しくは休止、災害その他の理由に
より資力を有しないため、次条第
一項若しくは第五十二条の規定に
より納付することとなる納付金若
しくは負担金の額の全部若しくは
一部を納付することが著しく困難
であると認められるとき、又は次
条第一項の規定により納付金を納
付すべき者の所在が不明である
ときは、同項又は第五十二条の規
定により納付することとなる納付
金又は負担金の額からその全部又
は一部を控除した額をその見込納
付金額又は負担額として記載しな
ければならない。

3 事業団は、前項の規定により公
共施設の復旧工事に關し見込納付
金額又は負担額を減額して記載し
ようとするときは、あらかじめ、
当該公共施設の負担区分について
その維持管理を行なう地方公共団
体の同意を得なければならな
い。

第五十二条の次に次の一条を加え
る。

（納付金等の減免）
第五十二条の二 第四十九條第二項
の規定により賠償義務者又は前条
の受益者の見込納付金額又は負担
額を減額して記載した復旧基本計
画について第四十八條第一項の規
定による認可があつたときは、当
該賠償義務者又は前条の受益者
は、第五十條第一項又は前条の規

定にかかわらず、当該復旧基本計
画に記載された見込納付金額又は
負担額と第五十條第一項又は前条
の規定により納付することとなる
納付金又は負担金の額との差額に
相当する額を納付することを要し
ない。

第五十三條中「第六十六條第二項」
を「第四十九條第三項」に、「第四
十八條第一項後段の規定による変更
の認可」を「第四十八條第一項の規
定による認可」に、「前条」を「第
五十二條」に改める。

第五十三條の二第一項中「第六十
六條第三項」を「第五十二條の二」
に改め、同条の次に次の一条を加え
る。

（特定の応急工事に要する費用の
特例）
第五十三條の三 通商産業大臣が次
の各号に該当すると認めた鉱害の
復旧に係る応急工事は、政令で定
めるところにより、予算の範囲内
で国及び地方公共団体の費用をも
つて施行することができる。

一 当該鉱害が天災その他の不可
抗力と競合して発生したことそ
の他の特別の事情により賠償義
務者及びその責任の範囲を早急
に確定することが困難であるこ
と。

二 当該鉱害を放置するときは、
著しい被害を生じ、又は民生の
安定を著しく害するおそれがあ
ること。

2 前項の応急工事の施行者は、同
項の応急工事を施行しようとする
ときは、あらかじめ、当該応急工
事の概要及びこれに要する費用に

つき、主務大臣及び当該応急工事
に要する費用を支弁する地方公共
団体の長の承認（応急工事の施行
者が当該応急工事に要する費用を
支弁する地方公共団体である場合
にあつては、主務大臣の承認）を
受けなければならない。

3 第一項に規定する場合におい
て、当該鉱害の賠償義務者及びそ
の責任の範囲が確定し、又は賠償
義務者以外の者で当該応急工事に
要する費用を負担すべきものがある
ことが判明したときは、当該賠償
義務者又は費用を負担すべき者は、
政令で定めるところにより、
その責任又は受益の限度において、
国及び地方公共団体に對し、負
担金を納付しなければならない。

4 前項の規定により負担金を納付
すべき者については、当該応急工
事に要する費用に限り、第五十條
第一項及び第五十二條の規定は、
適用しない。

第六十四條に次の一項を加える。

2 第五十三條の三第三項の規定に
より負担金を納付すべき者が当該
負担金を納付すべき期日は、当該
鉱害の賠償義務者及びその責任の
範囲が確定し、又は賠償義務者以
外の者で当該応急工事に要する費
用を負担すべきものがあることが
判明した日以後において当該応急
工事に係る主務大臣及び地方公共
団体の長が定める期日とする。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 削除

第七十一條第三項を削る。

第三章第三節第七十二條の次に
次の二條を加える。

第六十六條 削除

第七十一條第三項を削る。

第七十二条の二 国及び地方公共団体は、次項において準用する第七十条第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに第五十三条の第三項の負担金及び次項において準用する前条の規定による延滞金を納付しないときは、国にあつては国税滞納処分の例により、地方公共団体にあつては地方税の滞納処分の例により、これを処分する。

2 第七十条及び前条の規定は、第五十三条の第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付しない場合に準用する。

第七十二条の三 第七十一条及び前条第一項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 前項に規定する徴収金を徴収する権利は、五年間行なわない場合においては、時効により消滅する。

第九十四条第五項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改める。

附則第二項中「施行の日から十年以内」を「昭和四十七年七月三十一日まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 昭和三十六年度の復旧基本計画の作成及び変更並びに当該変更に係る復旧費については、なお、従前の例による。

昭和三十六年三月二十九日印刷

昭和三十六年三月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局